

# 告 示

## 埼玉県告示第八十二号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十九号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野元裕

調査を行つた者の名称	調査を行つた時	成 果 の 地	調査を行つた区	認 証
ときがわ町 平成三十年度	平成二十九年度	地籍図四十五枚 地籍簿一冊 字大附の一部	大附二地区（大 附二地区（大 三十日 令和二年一月 月 日 証	年 月 日